

# 令和 8 年度 白浜町観光特産品開発事業補助金募集要領

白浜町の特徴や地域資源を生かした魅力ある観光特産品（令和 8 年度は「温泉」をテーマとしたもの）の開発に要する経費に対し、次の要領のとおり、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 1. 補助対象事業者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は町内に事業所を有する法人、団体又は個人のうち、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 観光特産品の開発及び販売を計画している事業者であること。
- (2) 開発を行う観光特産品の製造及び販売を複数年にわたり継続的に行う計画のある事業者であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 白浜町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

## 2. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業となります。

- (1) 観光特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、新たに観光特産品とする事業

## 3. 補助金額及び助成率

補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものになります。

### (1) 補助対象経費、補助率及び上限額

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
観光特産品を開発するために必要となる次に掲げる①～⑤に係る経費 ①観光特産品の開発に要する経費 ②品質検査の経費及び栄養成分の分析に要する経費 ③登録商標等に要する経費 ④観光特産品のパッケージ、ラベル等の制作に要する経費 ⑤販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内 ※千円未満切り捨て	30 万円

## (2) 対象経費の区分

補助対象経費	補助対象経費の内容
観光特産品の開発に要する経費	原材料費、原材料の運搬費、消耗品費、技術コンサルタント派遣に要する経費、開発に必要な書籍購入費 等
品質検査の経費及び栄養成分の分析に要する経費	品質保証表示等を得るための費用、成分分析費 等
登録商標等に要する経費	観光特産品の特許、意匠、商標の出願に要する経費 等
観光特産品のパッケージ、ラベル等の制作に要する経費	パッケージ、ラベル等デザイン製作経費 等
販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費	パンフレット・チラシ等の原版作成経費、WEB サイト作成経費（維持管理費は除く）、PR イベントへの出展に必要な経費（出展料、運送費等） 等
その他	町長が必要と認める経費

## (3) 経費科目別の補助対象（収支予算書の作成時にご参考ください）

科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
報償費	・観光特産品開発のため、技術コンサルタント等から指導を受ける場合の謝礼（派遣に要する旅費を含む） 等	
消耗品費	・単価が税込 3 万円未満の次の物品 ・特産品の開発に必要な資材、器具、消耗品 等 ・PR イベント出展に必要な消耗品 等	・単価が税込 3 万円以上の物品 ・汎用性の高いもの（パソコン、プリンター、携帯電話、F A X、コピー機等）
通信運搬費	・特産品の開発に必要な資材・原材料、サンプル等の運搬費 ・P R イベント出展に必要となる運送費 等	・電話、F A X、インターネット等の通信費
委託料	・成分分析を行うための委託料 ・パッケージ、ラベル等のデザイン製作委託料 ・商標等の出願を弁理士に委託するときの委託料 ・パンフレット、チラシ等の原版デザイン委託料 ・W E B サイト作成委託料 等	・W E B サイトの維持管理費
使用料及び貸借料	・特産品等を開発するために必要な機材の借上料	・事務所や工場の貸借料

※人件費、旅費、施設及び設備整備費用、特産品の量産に要する経費は補助対象外になります。

## 4. 申請の手続き

---

### (1) 募集期間

令和8年6月22日（月）～令和8年7月22日（水）

### (2) 申請書類

以下の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・納税証明書
- ・誓約書（様式第4号）

※提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、申請書類は返却しません。

### (3) 申請書類の提出先

白浜町役場観光課観光商工係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

電話番号：0739-43-6588（直通）

メール：kanko@town.shirahama.lg.jp

## 5. 審査について

---

### (1) 審査方法

審査は、白浜町観光特産品開発事業審査会が行い、審査方法は、原則、申請書類を中心とした書類審査とします。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	審査基準
観光特産品の概要	新規性や独自性があるか
	白浜町の地域資源や特性を生かした観光特産品となっているか
	白浜町をPRでき観光特産品であるか
	物産展や観光プロモーションにおいて、白浜町の特産品として需要が期待できるか
事業の計画性	事業の実施体制は整っているか
	事業計画は現実的かつ実効可能なものとなっているか
	市場分析、ターゲット設定を的確に行っているか
	販売計画は整っているか

### (3) 選定事業者数

予算の範囲内で3事業者を予定しています。

(4) 審査結果の通知について

審査結果については、申請者に対し交付（不交付）決定通知書を文書にて通知します。

## 6. 全体スケジュール（予定）について

---

本補助事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続き等の進捗により、スケジュールを変更する場合がありますのでご注意ください。

日程	内容
令和8年6月22日（月）	募集開始
令和8年7月22日（水）	募集締め切り
令和8年7月下旬	審査会（書類審査）
令和8年7月下旬	審査結果の通知（交付決定） 事業開始
令和9年3月31日	実績報告書（※）提出期限 補助額の確定
補助額の確定後	補助金交付請求

※実績報告書は、事業完了後30日以内に提出してください。ただし、令和9年2月26日（金）以降に事業が完了する場合は、令和9年3月31日（水）までに実績報告書を提出してください。